

沖縄市こころの健康相談業務受託業者選定実施要領

1. 目的

この要領は、沖縄市こころの健康相談業務委託を行うにあたり、本市の現状や課題、社会情勢や市民ニーズなどを適切に捉えるとともに、本業務を効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、優れた企画力、創造力、豊富な経験等を有する事業者を選定することを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

こころの健康相談業務

(2) 業務の目的及び業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日の間で週1回（全28日）

(4) 担当者の条件

①配置人数

主任担当者及び担当者を置くこと。主任担当者及び担当者は県内常駐者であること。なお、担当者は複数配置することができる。

②主任担当者は、企画提案書提出者の組織に属していること。

(5) 提案限度額

提案限度額：696,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約額等を示すものではない。

※プロポーザル選定結果に基づき、市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を作成・調整の上、提案上限額を上限として契約を締結するものとする。

(6) 支払条件

①精算払い（年度末）

3. 担当課

沖縄市健康福祉部 市民健康課

健康推進係 担当：川満・西平

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

電話：098-939-1212（内線2242・2241）

メールアドレス：a47kenko@city.okinawa.lg.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人、又は複数の者による共同企業体とする。なお、共同企業体の幹事企業は、出資比率が最も大きい企業とする。

- (1) 沖縄市内に本店または支店を有する法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続き等を行っていないこと
- (4) 参加表明書の受付期間において、指名停止の措置を沖縄市から受けていないこと
- (5) 国税及び地方税の未納がないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する団体及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- (7) 過去10年間に於いて、自治体が実施する本業務または類似する業務を請け負った実績があること（共同企業体の場合は、組織するいずれかの企業が実績を有すること）
- (8) 業務を実施する上で十分な実施体制を整えていること
- (9) 業務を担当する者が十分な能力を有していること
- (10) 本要領2.（5）で定める提案限度額内で本業務が遂行できる提案ができること

5. 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加表明書

①提出書類

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	様式1	1部
企画提案者の概要が分かる資料	会社案内がされているパンフレット等	1部

ア 提出期間

令和7年6月16日（月）から

令和7年6月27日（金）正午まで

イ 提出方法

持参、郵送、E-mailのいずれかで可

- ・ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時から17時までとする。
- ・ 郵送またはメールの場合においても、担当課へ提出期間内に必着とする。

ウ 提出先

本要領 3 に掲げる担当課

エ 特記事項

追加資料等の提出を求めることがある。

オ 参加表明書等作成時の注意事項

参加表明書等は A 4 版とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

(2) 企画提案書

①提出書類

提出書類	様式等	提出部数
企画提案書	様式 4 (企画提案書表紙)	原本 1 部
	様式 5 (会社の概要、経営規模等)	原本 1 部 副本 7 部
	様式 6 (会社の同種業務実績)	
	様式 7 (業務実施体制)	
	様式 8・9 (予定担当者等の経歴等)	
	様式 10 (企画提案)	
印鑑証明書	発行から 3 か月以内	1 部
法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	発行から 3 か月以内	1 部
滞納のない証明書	国税、県税及び市税 発行から 3 か月以内	各 1 部
財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書	1 部
各種誓約書	様式 2、様式 3	各 1 部
見積書	様式は任意。宛先は沖縄市長とすること。ただし積算内訳についても添付すること。	各 1 部
共同企業体協定書の写し	様式 13 の例を参考に作成したものの写し	1 部

※ただし、最新の「沖縄市物品単価表及び登録業者名簿」または「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録されている者は、下記の書類については提出しなくても良い。

- ・ 印鑑証明書
- ・ 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- ・ 滞納のない証明書 (国税、県税及び市税)
- ・ 財務諸表の写し

※共同企業体については、幹事企業は上記の表すべての書類、その他の企業については、「見積書」「共同企業体協定書の写し」以外の書類

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出方法等

(1)、(2) で示す参加表明書及び企画提案書の提出方法等については、下記で示す

通りとする。ただし、参加表明書と企画提案書を同時に提出することは認められるが、参加表明書を提出しない状態で企画提案書を提出することは不可とするので留意すること。

ア 提出期間

令和7年7月15日（火）正午まで

イ 提出方法

持参又は郵送

- ・ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時から17時までとする。
- ・ 郵送の場合においても、担当課へ提出期間内に必着とする。

ウ 提出先

本要領3に掲げる担当課

エ 特記事項

追加資料等の提出を求めることがある。

オ 企画提案書等作成時の注意事項

企画提案書等はA4版とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、別紙等の資料についてはA3版の使用を認めるが、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

6. 本件に関する質問及び回答

（1）質問の内容

質問は、参加表明書・企画提案書・辞退届の作成・記載方法及び、仕様書の内容に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（2）質問及び回答の方法

①様式

様式11（質問書）

②提出方法

様式に必要事項を記入の上、電子メール（受付期間内必着とする）で提出するものとし、電話、来庁、FAX、口頭等での質問は一切受け付けない。

③提出先

本要領3に掲げる担当課

④受付期間

令和7年6月16日（月）から

令和7年6月27日（金）正午まで

持参の場合は、休日を除く9時から17時までとする。

⑤質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、担当課が受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して電子メールで回答するとともに、7月2日(水)に沖縄市ホームページで公表する。

7. 企画提案書の評価

沖縄市こころの健康相談業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出された書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる提案者を選定する。

(1) 審査の流れ

一次評価と二次評価の合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を最優秀者として決定する。

①一次評価（書類審査）

提出された書類について別紙評価基準表に基づき書類評価を行い、上位3位以内（以下「二次評価対象者」という。）を選定する。審査された結果は、一次評価結果通知書により企画提案者全員に通知するものとする。

②二次評価（プレゼンテーション）

二次評価対象者は、企画提案内容（様式10）についてプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション及び提出された企画提案について別紙評価基準表に基づき審査する。ただし、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

プレゼンテーションの日程については別途通知するものとする。

二次評価対象者は以下の要領でプレゼンテーションを行うこと。

ア 実施日時及び場所

一次評価結果通知書と併せて通知する。

イ 実施方法

- ・1者ずつのプレゼンテーションとし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分以内とする。
- ・追加資料の配付は禁止とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りでない。
- ・プレゼンテーションの説明者は主任担当者又は担当者とし、補助者を含めて3名以内とする。
- ・提案に必要な機器等はすべて提案者が準備するものとする。沖縄市で準備するのは会場、机と椅子、モニター（HDMI接続のみ可能）のみとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に対して、「審査結果通知書」により、その

旨を通知する。

(3) 審査結果の公表

選定委員会における審査の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

8. 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

沖縄市は、最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、見積書を徴する相手先として次点者から再特定するものとする。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。
- ②最優秀者が、沖縄市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③最優秀者が、特定後に本要領9に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- ④最優秀者からの見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。
- ⑤最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ①本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し発注者、受注者協議の上定めるものとする。
- ②本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③本業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。
- ④企画提案書に記載した配置予定主任担当者及び担当者は、特別の理由（死亡、退職等）により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。配置予定主任担当者及び担当者を変更する場合は、受託者は書面に理由等を記載した上で発注者と協議を行い、合意を得るものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとする。また、受注者は一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領9に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

9. 参加者の失格

次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領4に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定めに関した反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

10. スケジュール

実施内容	実施期間
公募開始	令和7年 6月16日(月)
参加表明書及び質問票の受付期限	令和7年 6月27日(金) 正午
質問に対する回答	令和7年7月 2日(水)
企画提案書の受付期限	令和7年7月15日(火) 正午
一次審査結果通知	令和7年7月17日(木)
プレゼンテーション	令和7年7月24日(予定)
審査結果の通知	令和7年7月28日(予定)
契約締結	令和7年7月29日～令和7年8月15日の間(予定)

11. その他留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の作成・提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 書類提出にあたっての留意事項
 - ①提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅達を原因とする提出者の不利益が生じても本市はこの責を負わない。
 - ②提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは修正又は変更ができるものとする。ただし、提出された書類すべてを一旦持ち帰り、改めて書類を提出すること。
 - ③提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の修正又は変更はできないものとする。
- (3) 契約に至る各手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には無効とする。

- ①提出方法、提出先、提出期限等が本要領の定めに適合しないもの
 - ②作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ④虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。
 - (6) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、当該書類の著作権は提出者に帰属する。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
 - (7) 配置予定担当者の所有資格、業務実績確認のため追加資料の提出を求める場合がある。

1 2. 別添資料

- (1) 提出書類の様式（様式1～12）
- (2) 仕様書
- (3) 評価基準表